



自由にものを言いたい  
監視されたくない  
わたしたちは犯罪者?  
**「もの言う」自由を守る会**  
ニュース16号  
2020年6月23日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25  
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内  
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす  
**「もの言う」自由を守る会**  
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>  
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

## 6月15日、半年ぶりに口頭弁論 — 裁判長交代により更新弁論を行いました —

3月16日に予定されていた口頭弁論が、「コロナ対策」で延期となり、昨年12月以来、半年ぶりの口頭弁論となりました。裁判長の交代により、弁論更新が行われ、原告側は、原告と弁護団が意見陳述を行いました。

傍聴席は三分の一に制限され、法廷に入って頂ける方はわずか。県弁護士会館のホールも借りられず、裁判所向かいの岐阜市民会館も厳しく席が制限されました。「くじ」を準備して、法廷に入って

頂く方、市民会館で関連のDVDを視聴しながら報告集会を待つ頂く方に分けました。

こうした制限がいつまで続くかわかりませんが、こ

れに懲りず、引き続き傍聴等のご支援をよろしくお願いいたします。



### 2020年からの新署名をよろしくお願ひします

前回の口頭弁論時(19.12.23)に従来の署名を裁判所に提出し、皆さまには、新たな署名用紙での署名活動をお願いしています。どうか、周囲の方に、改めて署名を呼びかけて下さい。署名用紙は、ご連絡頂ければお送りします。



次は「進行協議」(7月29日)となり、傍聴をお願いしたい口頭弁論期日は未定です。決まり次第、Webその他で告知します。





報告集会を待つて頂く方には、2017年に全国でオンエアされたこの事件の紹介と堀越事件の盗撮のビデオを視聴して頂いた。報告集会では、法廷で意見陳述をした原告・船田伸子さんと山田秀樹弁護士が報告した。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 原告意見陳述（船田伸子）要約

私は2014年までの24年間、弁護士法人ぎふコラボ（西濃法律事務所）の「基本的な人権が守られる」地域社会を作るという理念に共感して、誠実に仕事をしてきました。

2014年7月、休職して自宅療養していた私に、突然、朝日の記者から電話があり、大垣警察とシーテック社（以下「シ社」）が、上石津町に建設予定の風力発電施設建設に絡んで私たち4人の個人情報などを情報交換していたと告げられました。後に入手したシ社作成の「議事録」には、私が「岐阜コラボ法律事務所」の事務局長であり、今は気を病んで入院中であるが、そこから風力発電に反対する運動が全国へ広がり、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる、「身に危険を感じた場合はすぐに110番してください」と書かれていました。私が何をしでかすかわからない危険な人物のように描かれ、とても嫌な気持ちになりました。私は入院した事実はないし、上石津町の風力発電施設建設計画のことはほとんど知りませんでした。当初はこんな間違った情報をどこで得たのか、と思いましたが、何度も読むうちに、警察はわざと私という人間を歪めて利用し、シ社に住民らの情報を収集させ、警察に協力させるために挑発したのだ

と思うようになりました。



基となった私の個人情報、いつから、どう調べられ、どんな内容が警察に保管されているのか？シ社だけでなく、別の場所でも提供され、利用されてきたと容易に想像できます。私の情報を得るために、私と私の家族、職場、多くの友人に警察の監視の目が光っているのではありませんか。正直、とても生きづらくなったと感じます。この事件は過去のものではなく、今もなお被害は続いています。私は、公安警察によって、人格権を侵害され、今後もずっと監視され、情報が収集され、蓄積され、利用され続ける不安を持って生活し続けなければなりません。今回のことは私たち当事者だけの問題ではなく、私たちとつながるすべての人の人権を侵害していると考え、裁判を起す決意をしました。

公安警察は、なぜ私を監視の対象とし、私の個人情報をシ社に提供したのか、納得する理由を明らかにすべきです。裁判官には、私の被害が、このまま将来に渡ってずっと続いていくという深刻な人権侵害から解放されるために、私の個人情報の抹消を認めて頂きますようお願いいたします。

## 弁護団意見陳述（要旨）

**第1 はじめに** 2014年7月の報道で、岐阜県警大垣署の警備課（公安警察）の警察官が中部電力子会社シーテック社に原告4人の個人情報を提供していたことが発覚した。警察は以前から原告4人の個人情報を長期間にわたって収集、保管、利用していたのだ。原告4人は被告岐阜県に対して国家賠償請求をするとともに、情報を保有する被告岐阜県（岐阜県警）と被告国（警察庁）に対して個人情報の抹消請求をしている。

### 第2 情報交換の実態

(1) 大垣署とシ社との情報交換の実態はシ社作成の「議事録」に表れている。具体的な情報だけでなく、警察が保有していることが合理的に推測される個人情報も含まれる。大垣署警備課警察官が、原告らの過去の活動などの情報を提供できたのは、公安警察組織内でデータベース化されていたからである。このことの権利侵害性こそが本件の争点である。

(2) 被告は証拠の認否さえ拒否するという訴訟態度をとっている。「警察の情報収集活動の実態が明らかになると、将来の情報収集活動に支障が生ずるから」だと。警察の情報収集活動の適否には司法審査は及ぶべきではないといわんばかりの尊大な主張である。本件訴訟に誠実に対応しない被告らに対して、裁判所は厳しい態度で臨むべきである。

**第3 権利侵害** 原告らは、警察による個人情報の収集・保管・利用によって人格権の一内容であるプライバシー権を侵害された。情報通信技術が発達した今日



では、些細な情報であっても、これらを集積し（データベース化）、連結させることによって（プロファイリング）、個人の新たな知見を獲得すること、即ち「データ媒介的のぞき見」が可能になっている。とりわけ、行政機関、中でも公安警察は情報収集能力や情報蓄積能力が格段に高いので、プライバシー権侵害の恐れが格段に高まる。

本件でも、警察は、原告らの個人情報を集積し、連結・分析してシ社に提供した。岐阜県警及び警察庁が原告らの個人情報を保有し続けている限り、いつ誰にどのような内容の個人情報を適当にアレンジして提供するか分からず、原告らの権利侵害が継続している。

**第4 違法性** 権利侵害が認められる以上、警察（岐阜県警警備部及び警察庁警備局）の行為は違法である。被告らは公安警察による個人情報の収集・保管・利用の法的根拠は警察法2条1項だと主張するが、同条は組織規範であって権限を定めた規定ではない。警察の行為の違法性は動かない。

**第5 まとめ** 裁判所には、適正な証拠調べを行い、本件の事実を解明し、実態を明らかにされるように要望する。

## 原告のつぶやき (近藤)

3月16日の口頭弁論が、直前に延期になった。可能な方には連絡したが、どなたがみえるかの全ては把握しきれない。当日、岐阜地裁前に「お知らせ」ボードをもって立った。私たちの裁判での「実害」は、



大垣警察市民監視違憲訴訟

きょうの口頭弁論は延期

6月15日(月)15時~  
とりました

突然の期日変更と傍聴席数が三分の一に減らされていること。

公開の裁判を受ける権利を制限され、支援者の方々には多くのご迷惑をかけている。だが、ある意味では「その程度で済んでいる」ともいえる。

刑事事件で被告人が身柄拘束されている場合、期日を延期されれば、拘束が長期化する。また、労働事件などでは、早期救済がなされないと厳しい生活困窮に追い込まれる場合も多い。期日延期は、当事者にとって死活問題になりうる。

裁判所は、最も人権に敏感でなければならないはず。「コロナ感染防止対策」はまだ続くようだ。裁判所が本当に人権救済の砦であることを期待したい。

## 7月23日 14:00~ 4周年総会を開催します

大垣市スイトピアセンター文化会館2F 会議室2

第1部 14:00~ 総会 (活動報告など)

第2部 14:45~ 16:30 記念講演

### 緒方宅盗聴事件

### 「高裁判決とその現代的意義」

緒方靖夫さん(日本共産党副委員長)

資料代500円

\* 会場の席数が制限されています。

会員の方にはオンライン配信も検討しています。

4周年総会  
市民運動への干渉・監視を許さない  
「もの言う」自由を守る会総会  
自由にものを言いたい  
監視されたくはない  
私たちは監視を許さない

2020  
7・23  
14:00~16:30

スイトピアセンター  
文化会館2F 会議室2  
※会場予約は、お申し込みの受付までとなります。

記念講演  
緒方靖夫さん  
日本共産党副委員長  
元労働大臣  
・国共協賛世界大会常務委員

第1部 14:00~  
総会 活動報告など

第2部 14:45~16:30  
「高裁判決」  
●緒方宅盗聴事件  
「高裁判決」  
その現代的意義  
※資料代500円別途お断  
りします。

「もの言う」自由を守る会  
総会では、内閣人事院の設置、司法官の任命権の移譲など、司法権の侵害が顕著な事例が相次いで発生しています。また、デジタル監視の強化により、市民の生活が監視の網にさらされています。このように、市民の生活が監視の網にさらされています。このように、市民の生活が監視の網にさらされています。

※本会の事務局は、大垣市大垣区大垣1-1-1、大垣市市民センター2階202号室です。  
TEL: 0584-81-2105 Fax: 0584-81-2613 http://www.monosugou.jp/

(別紙チラシ参照)

新年度会費  
の納入をお  
願ひします。

### 「もの言う」自由を守る会

年会費:個人1000円、団体3000円

《振込先》 ゆうちょ銀行

記号番号 00800-0-216504

加入者名 「もの言う」自由を守る会